

第 1 8 回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第

1 開催日時

令和元年 8 月 2 9 日（木） 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

2 開催場所

石巻市防災センター 3 階 シミュレーション室  
（石巻市穀町 1 2 - 1）

3 議題

- (1) P A Z 内の全面緊急事態における対応について
- (2) その他

## PAZ内の全面緊急事態における主な対応について

### 1. 住民の避難について

- 女川町及び石巻市におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車によりあらかじめ定められた避難所受付ステーションを経由し、避難所に避難。
- 自家用車での避難が困難な住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、宮城県、女川町及び石巻市が手配した車両で、避難所受付ステーションを経由し、避難所に避難。
- 避難先については、避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて対象となる住民に周知。

### 2. 輸送能力の確保について

- 住民の避難のために、宮城県の要請に基づき、バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

### 3. 避難を円滑に行うための対応策

- 車両による避難を円滑に行うため、宮城県、関係市町及び宮城県警等は道路渋滞を把握し、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、「道路交通情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。
- 宮城県は、原子力災害に関する基礎知識や原子力災害発生時にとるべき行動などについてまとめた「原子力防災の手引」を作成。

### 4. 自然災害等により避難先施設が被災した場合の避難先施設の調整

- 自然災害等により、避難先施設が使用できなくなった場合は、UPZ外の県内避難先施設を候補として、宮城県及び県内の市町村が調整のうえ、避難先施設を決定する。
- 宮城県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している東北各県等と調整を行う。